

政 共 生 第 5 2 1 号  
平 成 2 8 年 4 月 2 5 日

各都道府県・指定都市衛生主管部（局）長  
各都道府県・指定都市青少年行政主管部（局）長  
各都道府県・指定都市消費者行政主管部（局）長  
各都道府県・指定都市教育委員会学校健康主管課長 殿  
各都道府県私立学校主管課長  
各国公私立大学法人事務局長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）  
警察庁生活安全局少年課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長  
消費者庁消費者政策課長  
法務省刑事局公安課長  
財務省関税局調査課長  
文部科学省健康教育・食育課長  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
（公印省略）

各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について（依頼）

政府では、薬物乱用の根絶のため、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係省庁が連携した総合的な対策を推進しているところですが、平成27年中の我が国の薬物情勢は、覚醒剤事犯の検挙人員が依然として1万人を超え、大麻事犯の検挙人員も平成22年以降5年振りに2,000人を超えるなど、予断を許さない状況にあります。

一方、危険ドラッグについては、規制の強化が図られたことなどから、街頭店舗が全て閉鎖となったほか、危険ドラッグの使用が原因と疑われる死亡事案が大幅に減少するなど、その対策に一定の効果が上がったものの、危険ドラッグがインターネットを利用して販売されている状況がみられることから、引き続き警戒が必要です。

こうした中、薬物乱用による健康被害等の危険性、青少年の非行・被害の防止、犯罪の予防・再犯防止等について、国民に深く理解を促すための各種運動・月間等（ ）の時期を迎えます。

つきましては、貴職及び貴管下市町村等関係機関におかれましては、当該時期において、下記の事項に御留意いただき、各種運動・月間等の行事や活動機会等において、資料を有効に活用するなどして、薬物乱用防止のための広報啓発活動に重点的に取り組んでいただきますようお願い致します。

#### 各種運動・月間等

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」（５月～６月）
- ・「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（６月20日～７月19日）
- ・「薬物乱用防止広報強化期間」（６月～７月）
- ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（７月）
- ・「“社会を明るくする運動”強調月間」（７月）

### 記

#### 1 薬物乱用に関する正しい知識の周知徹底

危険ドラッグを始めとする薬物乱用に関しては、これまでも、重点的な広報啓発等を依頼してきたところであるが、若年層による大麻の乱用傾向が増大していることに加え、危険ドラッグについてもインターネットを利用して密売されるなど流通ルートの潜在化がみられ、スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透していることなどを背景に、青少年への乱用の広がりも懸念されることである。

このため、青少年、保護者、学校関係者、薬物乱用防止指導員等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センター等の少年補導委員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者に対しても、危険ドラッグを始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識を周知徹底し、乱用薬物の根絶のための更なる気運の醸成を図る。

なお、インターネット上における危険ドラッグ等に係る違法・有害情報に対する適切な対応がなされるよう、各地方公共団体の相談窓口やインターネット・ホットラインセンター等の周知を図るとともに、同センター等への違法情報等の積極的な通報を促す。

#### 2 青少年に対する広報啓発活動の強化

青少年による薬物乱用の未然防止には、青少年に薬物乱用の危険性等についての正しい知識を持たせ、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることが重要である。

このため、学校等における薬物乱用防止に関する各種指導・ガイダンス

の機会、標記運動・月間等に係る各種行事や協力依頼の機会等を効果的に活用して、薬物乱用防止に関する正しい理解を促すための取組を積極的に推進するとともに、薬物乱用防止教育を受ける機会の少ない有職・無職少年に対しても正しい知識・情報が周知されるよう、街頭キャンペーン等の機会の活用や労働関係機関・青少年労働関係団体等と連携した啓発活動に努める。

なお、青少年にメッセージが届くようにするため、各種イベント等の若者の集まる多様な場における広報啓発活動を推進するほか、様々な広報媒体を活用する等、青少年に訴求力の高い効果的な啓発活動に配慮する。

また、青少年がインターネットを通じて乱用薬物等の違法・有害情報に触れる危険性が増加していることから、保護者や地域の指導者等に対しては、青少年のインターネットの適切な利用に関する最新の情報等についても併せて周知する。

### 3 薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口等の周知徹底

我が国の覚醒剤事犯検挙人員については、その6割以上が再犯者であり、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題とされているところであるが、薬物の再乱用防止を図るためには、薬物乱用者本人のみならず、その家族等への支援も重要である。

また、青少年の薬物乱用者については、一般的に薬物乱用歴が比較的短いことから、薬物の中毒・依存に至る前の段階から、個々の状態及び状況に応じたきめ細やかな対応を早期に行うことが特に重要である。

このため、薬物乱用に陥った者や薬物問題を抱える家族等が早期に相談機関に相談でき、個々の状態及び状況に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう、地域における相談窓口等の周知徹底を図るなど、薬物乱用者の治療・社会復帰の支援及び家族等への支援を充実強化する。

### 4 関係機関等の連携強化

薬物乱用の防止を一層推進するためには、社会全体における薬物根絶意識の醸成を図ることが重要であり、関係機関、団体等が連携を密にして各種取組を推進する必要がある。

このため、広報啓発活動の実施に当たっては、薬物乱用対策推進地方本部等の枠組みを活用して、関係機関・部局間の情報共有を図るとともに、標記運動・月間等に係る取組を有機的に連動させるなど、関係機関、団体等が連携を密にした効果的な啓発活動を推進する。

また、青少年の薬物再乱用防止の観点からも、「子ども・若者支援地域

協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「少年サポートチーム」等、困難を抱える青少年を地域において支援するための制度的な枠組みを有効に活用するなどし、薬物問題を抱える青少年やその家族等が継ぎ目なく、適切な支援を受けられるよう努める。

資料 1

薬物乱用対策マンガ「たった一度の過ち」〔内閣府〕

<http://www8.cao.go.jp/souki/drug/comic/index.html>

資料 2 政府インターネットテレビ「危険ドラッグにはゼツタイにかかわらない あまいことばにダマされないで」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg11517.html>

資料 3 政府広報オンライン「特集:薬物対策(危険ドラッグの本当の怖さを知っていますか?)」

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/drug/index.html>

資料 4 大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット〔文部科学省〕

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1344688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm)

資料 5 薬物乱用防止啓発訪問事業〔厚生労働省〕

<http://www.d-info.net/>

資料 6 保護者向け普及啓発用リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」(平成27年6月版)〔内閣府〕

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

資料 7 平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査〔内閣府〕

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_list.html](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html)

資料 8 ご家族の薬物問題でお困りの方へ(家族読本)〔厚生労働省〕

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku\\_doikuhon.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_doikuhon.html)

資料 9 “社会を明るくする運動” ホームページ〔法務省〕

[http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo06.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html)

資料10 薬物乱用防止資料「薬物乱用のない社会を」〔警察庁〕

[https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/yakubutu\\_jyuki/drug2015.pdf](https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/yakubutu_jyuki/drug2015.pdf)

(連絡先)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

青少年環境整備・総合調整第1担当

03-5253-2111 (内 38256・38257)

警察庁生活安全局少年課

企画・立ち直り支援係

03-3581-0141 (内 3071・3074)

警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課

企画係

03-3581-0141 (内 3272・3274)

消費者庁消費者政策課

03-3507-9244 (直通)

法務省刑事局公安課

薬物暴力係

03-3580-4111 (内 5643)

財務省関税局調査課

総括係

03-3581-4111 (内 4887)

文部科学省健康教育・食育課

保健管理係

03-5253-4111 (内 2976)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

啓発推進係

03-5253-1111 (内 2796)